

令和8年4月1日
林野庁
関東森林管理局
福島森林再生センター

関東森林管理局 福島森林再生センターの設置について

福島県内を含む国有林を管理している関東森林管理局では、平成24年度に「森林放射性物質汚染対策センター」（本所：福島市）を設置し、原子力災害被災地の森林・林業再生に向けて取り組んで参りました。

東日本大震災からの復興については、令和8年度から「第3期復興・創生期間」に入ります。関東森林管理局では、帰還困難区域内の国有林の森林整備の再開など、これまで以上に取組を進めるため、「森林放射性物質汚染対策センター」を「福島森林再生センター」に改め、浜通り地域のいわき市内（磐城森林管理署庁舎内）に設置することといたしました。

新たなセンターの概要は下記のとおりです。

記

1. 名称

関東森林管理局 福島森林再生センター

2. 設置場所

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東 2-170-1 磐城森林管理署庁舎 1階

3. 主な業務

(1) 森林放射性物質に関するモニタリング調査

(2) 帰還困難区域における森林整備

(森林整備に向けた実証事業、地域の関係者への情報受発信を含む)

4. 設置時期

令和8年4月1日

お問い合わせ先

関東森林管理局 福島森林再生センター

〒979-0201

福島県いわき市四倉町字東 2-170-1

(磐城森林管理署庁舎 1階)

TEL : 050-3160-1635